様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年　4月　7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃくいーんびー  一般事業主の氏名又は名称　株式会社QueeenB  （ふりがな）ねもと　かずき  （法人の場合）代表者の氏名　根本　一希  住所　〒 980-0845 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1東北大学マテリアル・イノベーション・センター  法人番号　8370001049620  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社 QueeenB ―DX 推進基本方針― | | 公表日 | 2025年　　4月　　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法:当社ホームページに掲載  公表場所: <https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy>  記載ページ:P.2-3 | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞ 株式会社QueeenBは、「全社が統合されたデータプラットフォームを通じて連携し、収集したデータを迅速に活用することで、意思決定を加速し新たな価値創造を実現する」という経営ビジョンを策定しています。当社はこれを実現するため、クラウド・ノーコードツール・AIを活用した業務改革を推進しています。  ＜ビジネスモデルの方向性＞ 当社は、PoC（概念実証）から本格導入、完全自動化まで段階的にラボオートメーションを進める仕組みを提供しています。このモデルは、DXによって強化された社内の開発・運用・サポート体制を基盤としています。具体的には、クラウドとLLMによるノーコードツール、を活用し、開発・営業・製造など複数部門がリアルタイムに情報共有・連携することで、迅速な製品改善や柔軟なカスタマイズを低コストで実現しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当報告書は、取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社 QueeenB ―DX 推進基本方針― | | 公表日 | 2025年　　4月　　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法:当社ホームページに掲載  公表場所: <https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy>  記載ページ: pp.4-6 | | 記載内容抜粋 | 社内DX推進において、多岐にわたるデータをクラウド上に集約・分析することが重要です。開発部門では、不具合やテスト結果をリアルタイムに集積し、AIがエラー傾向や改修優先度を自動提案することで、品質向上とリードタイム短縮を実現します。製造・品質管理部門では、自社ロボットの稼働データを可視化し、不具合早期発見と在庫最適化を図ります。営業・サポート部門では、顧客データを一元管理し、LLMを活用した効率的な導入提案やトラブル対応を推進します。さらにAPIベースのアーキテクチャを採用し、ERP、在庫管理、CRMシステムとクラウド上の開発環境を連携しています。ノーコード操作を活用し、部門間の迅速な情報共有と意思決定の高度化を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当報告書は、取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法:当社ホームページに掲載  公表場所: <https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy>  記載ページ:pp.4-6 | | 記載内容抜粋 | 当社では、DX戦略を全社レベルで円滑に実行するために、CEO（経営責任者） の直下に DX推進室 を新設しました。DX推進室長（COOが兼務） をトップとするこの組織は、下記の専門人材によって構成されており、必要に応じて密接に連携しながら業務を遂行します。 当社では、社内向けにノーコード制御プラットフォームの内製研修を実施し、営業やカスタマーサクセス担当者でも簡単なロボット動作のチューニングを行えるよう支援しています。また、AI解析モジュールの活用方法やデータ可視化・分析手法を学ぶ研修プログラムを用意し、全社員がデータドリブンな意思決定を実践できるよう育成を行っています。  人材確保においては、先端技術に強みを持つスタートアップや大学との共同研究やジョイントプログラムを活用し、外部専門家や研究者を積極的に活用しています。さらに年内に5名以上のソフトウェアエンジニアを採用し、ラボオートメーション市場への迅速な対応体制を強化しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法:当社ホームページに掲載  公表場所: <https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy>  載ページ: pp.4-6 | | 記載内容抜粋 | 当社のDX推進のための設計方針として、APIベースのシステムアーキテクチャを採用し、ERP・CRM・在庫管理などの基幹システムとクラウド環境を柔軟に連携します。IT環境の段階的刷新とコスト最適化を図りつつ、レガシーシステムの更新を推進します。今後3年以内に自社クラウド基盤を本格稼働させ、拠点間のデータ連携を強化します。これにより開発効率向上と顧客との協働による価値創出を実現します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社 QueeenB ―DX 推進基本方針― | | 公表日 | 2025年　　4月　 7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法:当社ホームページに掲載  公表場所: <https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy>  記載ページ:P.7 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の達成度を測るための指標一覧  【1. リリースサイクルの改善】  リリースサイクル短縮率  　四半期ごとに新機能・バージョンアップの平均リリース期間を測定し、前年同期比での短縮率を指標とする。  不具合対応リードタイム  　重大バグの報告からパッチリリースまでの平均日数を指標とする。  【2. 部門横断の連携強化】  社内データ利用率  　クラウドダッシュボードの参照頻度、または分析結果を施策化した件数で測定。  リードタイム総合指標（開発～導入）  　顧客からの要望受付から実装・導入完了までの平均日数を指標とする。  【3. 人材育成・活用】  DX関連研修受講率  　AI解析や可視化ツール研修の受講者数と部門ごとの分布で測定。  社内DXアイデア提案数  　社員から寄せられたDX関連の提案件数をカウント。  【4. 財務面・コスト削減】  開発コスト削減額 / ROI  　自動化による工数削減額と導入コストを比較し、ROIを算出。  在庫・生産コスト削減率  　稼働ログや需要予測の活用によって前年度比で何％コストが削減されたかを評価。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　4月　　7日 | | 発信方法 | 公表方法:当社ホームページに掲載  公表場所: <https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy>  記載ページ:P.1「代表取締役社長メッセージ」 | | 発信内容 | 株式会社 QueeenB ―DX 推進基本方針―　P.1より  一部抜粋（<https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy> )  DXの成功は、一部の専門家やエンジニアだけの努力では成し得ません。社内のすべてのメンバーが「自分ごと」としてデジタル技術や新しい働き方を取り入れることでこそ、大きな変化と成果が生まれます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　4月頃　～　　　実施継続中 | | 実施内容 | 株式会社 QueeenB ―DX 推進基本方針―　P.8-10より 一部抜粋（<https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy> )  当社では、**実務執行総括責任者（CEO／社長 根本一希）の指揮の下**、すべての開発プロジェクトに関与し、日々変化する市場動向や社内のミクロ／マクロ視点の理解を踏まえた**現状課題の把握と継続的なDX推進**を行っています。  現時点で認識している主な課題は以下のとおりです：   * システム・ツールの分散によるデータ活用不足 * 既存業務プロセスのアナログ要素・定型作業の多さ * DX人材・デジタルリテラシーの偏在 * セキュリティ・運用体制の成熟度不足 * 中長期的なシステム移行計画の不透明さ   これらの課題に対しては、以下の体制で継続的にアプローチしています：   * 経営会議・幹部会におけるITシステム・技術動向の定期的なレビュー * DX推進室との連携による課題抽出と改善策の策定 * 各部門との協働を通じた現場レベルの課題吸い上げ   さらに、**CEO名義による対外メッセージの発信**や**社外ステークホルダーへの情報公開**も積極的に行っており、経営ビジョンやDX戦略の重要性、導入事例等を以下のように共有しています：   * ウェブサイトやプレスリリースを通じた**ビジョン（研究の完全自動化）とDX戦略の共有** * 経営トップインタビュー・導入事例レポートを含む定期的な**情報発信（SNS・コーポレートサイト）** * 研究者向けイベント・ウェビナーによる**ノウハウ・技術状況の共有** * 年2回の経営トップによるメッセージ更新、KPI進捗・ロードマップの四半期社内報告および年1回の社外報告 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　4月頃　～　　　実施継続中 | | 実施内容 | 株式会社 QueeenB ―DX 推進基本方針―　P.9-10より 一部抜粋（<https://www.queeen-b.com/ja/news/2025-04-07-dx-policy> )  当社では、サイバーセキュリティ経営ガイドラインに則り、取締役会承認のもとで策定したセキュリティ基本方針を全社的に展開しています。 当社では、DX推進におけるシステム全体の安全性を確保するため、社内外のクラウド基盤や端末機器に対し多層的なセキュリティ対策を講じています。特に以下の項目を重点的に実施しています。   * 社内端末のウイルス対策ソフト導入と自動更新の徹底 * クラウドサービス利用における多要素認証（MFA）の標準化 * 社内Wi-FiやVPN通信の暗号化とアクセス制限の強化 * システム障害時に備えたデータの定期バックアップおよび復旧手順の整備   また、情報漏洩リスクを最小限に抑えるために、重要な顧客データや設計ファイルについては社内権限の限定的なアクセス制御を行い、ログ監視による不正アクセス検知体制を構築しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。